

規則の案の概要

1 規則の案の題名

静岡市立小・中学校管理規則の一部改正について（案）

2 規則を定める根拠となる法令の条項

学校教育法施行規則第 79 条の 9

3 改正の趣旨

両河内地区においては、令和 4 年度から、清水中河内小学校、清水西河内小学校、清水和田島小学校が統合し、「清水両河内小学校」が開校します。さらに、清水両河内小学校及び清水両河内中学校が、施設一体型の小中一貫校へ移行することから、静岡市立小・中学校管理規則の一部を改正するものです。

4 規則の案の内容（改正の内容）

静岡市立清水両河内小学校、静岡市立清水両河内中学校を小中一貫校（中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校（※））として位置付けるとともに、その小中一貫校の名称を「静岡市立両河内小中学校」とするため、規則第 57 条の 2 の表に網掛けの部分を追加します。

【静岡市立小・中学校管理規則 抜粋】

第 6 章の 2 小中一貫校

（通称）

第 57 条の 2 次の表の左欄に掲げる学校は、省令第 79 条の 9 に基づく中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校（以下「小中一貫校」という。）とし、その小中一貫校としての名称は、同表の右欄に掲げるものとする。

学校	小中一貫校の名称
静岡市立大河内小学校 静岡市立大河内中学校	静岡市立大河内小中学校
静岡市立梅ヶ島小学校 静岡市立梅ヶ島中学校	静岡市立梅ヶ島小中学校
静岡市立玉川小学校 静岡市立玉川中学校	静岡市立玉川小中学校
静岡市立井川小学校 静岡市立井川中学校	静岡市立井川小中学校
静岡市立大川小学校 静岡市立大川中学校	静岡市立大川小中学校

静岡市立清水両河内小学校	静岡市立両河内小中学校
静岡市立清水両河内中学校	

追加

※ 中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校

小学校における教育と中学校における教育を一貫して施す、いわゆる「小中一貫型小学校・中学校」のことで、小中一貫教育を施すためにふさわしい運営の仕組みを整え、9年間を通じた教育課程を編成します。

5 規則を施行する時期（予定）

令和4年4月1日